

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 9 日現在

機関番号：14201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380423

研究課題名(和文) 戦後西ドイツ高度成長期における金融経済構造の重層性に関する史的研究

研究課題名(英文) The state-intervened framework of competitive market economy in the West Germany's tree-pillar banking industry 1950-1967

研究代表者

三ツ石 郁夫(Mitsuishi, Ikuo)

滋賀大学・経済学部・教授

研究者番号：50174066

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：戦後西ドイツ経済は、1950年代末から60年代中頃にかけて復興から成長へと構造変化を遂げた。この過程において、連邦経済省は金融システムにおける貯蓄銀行の地域的な「公益性」を中央政府として承認し、民間銀行、信用協同組合とともにドイツ銀行業固有の重層的な「3柱システム」として整備した。同時に、1960年代後半に実施された利率自由化によって、金融市場の自由競争秩序も導入され、こうして連邦政府による介入的な市場競争の政策秩序として、公益性を包摂した競争的金融システムが確立されることになった。

研究成果の概要(英文)：West Germany's economy was changing from recovery to growth in the 1950s and 60s. Federal Ministry of Economy recognized public interest of the saving banks in the market competition so that the three-pillar model of German banking was structured as the regulatory framework of economic policy. At the same time, that framework also aimed the liberation of the interest rate. It would lead to a new regulatory framework of competitive market economy with the intervening economic and financial policy.

研究分野：経済史

キーワード：戦後 ドイツ 金融 銀行 貯蓄 競争 政策秩序

### 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、これまで、19世紀末から第二次大戦後までのドイツ金融経済発展史を産業との関係、地域金融と公的貯蓄銀行の領域、またナチス金融と証券市場の問題に重点を置きながら研究してきたが、とくに平成22-24年度の期間に進めてきた基盤研究(C)「戦後西ドイツ高度成長期の信用構造と金融システムに関する史的研究」においては、第一にドイツの金融機関の3業態である民間銀行、貯蓄銀行、信用協同組合が1950年代末までに復興し、1961年信用制度法制定後、貯蓄預金獲得と信用供与をめぐってしだいに競争対立を激化させていったこと、第二にその過程において公的貯蓄銀行に対する免税優遇措置などの「特権」が一部廃止され、「公正」な競争への条件が整備されたこと、第三に、他方で貯蓄銀行の公的機関保証と預金保証が地域と公共の利益にとって正当であるとみなされたことを明らかにした。

これらの研究成果を踏まえ、研究代表者は、ドイツ資本主義の経済発展構造を民間信用銀行による自由競争要求と貯蓄銀行による「公益性」(Gemeinnützigkeit)命題の二つの軸から本研究課題を構想することによって、これまでの科研費補助金によるドイツ金融史研究を総括しようとするものである。

### 2. 研究の目的

本研究は、第二次大戦後ドイツ金融経済の重層的複合的特質を検証するために、銀行史・貯蓄銀行史関係一次史料ならびに「金融業における競争の歪みに関する政府調査報告書」(1968年)等の報告書を利用して、第一に、戦後から1960年代までの金融機関(民間銀行、貯蓄銀行、信用協同組合)の構造特質、第二にいわゆるドイツの社会的市場経済秩序における金融政策と金融秩序の位置関係、そして第三に1960年代中頃から後半にかけての政策変化の意味、総じて復興・成長・調整の過程を通じた経済構造と成長秩序の変化を欧米・日本の金融経済との比較において明らかにすることを目的とする。

### 3. 研究の方法

おもに次の3つの方法によって研究を進めた。

#### (1) ドイツ史料館等の訪問による一次史料の収集

研究実施のために必要な資料は、何よりも1968年調査報告書と、1964年にW.Stützelが連邦経済省に提出した報告書である。そこでドイツ連邦文書館(コブレンツ)を訪問して、上記報告書とそれに関連する首相府官邸、連邦財務省、連邦経済省の関連一次史料を収集した。また、貯蓄銀行に関連する資料としては、ボンにある貯蓄銀行資料センターを訪問して、年次報告書等の資料を収集した。また個別貯蓄銀行としては、ノルトライン・ヴェストファーレン州ビーレフェルト市の貯

蓄銀行から関連資料の閲覧について許可を得られたので、同貯蓄銀行を訪問して信用貸出記録等の所蔵資料を収集した。

#### (2) 研究文献及び雑誌論文等の収集

日本国内の大学図書館等で必要資料を収集し、最近の研究文献・雑誌については購入によって収集した。

#### (3) 国内外の研究者との意見交換

ドイツの経済史研究者では、マンハイム大学のJ.シュトレープ教授、ビーレフェルト大学のH.ヴィックスフェルト教授、J.シュタイナー教授と意見交換し、日本の研究者では柳沢治教授、馬場哲教授らと意見交換した。

### 4. 研究成果

研究過程では、二つの報告書を分析することによって、研究目的のうち、とくに第二点を軸として進めた

#### (1) 1968年調査報告書の論点

##### 調査開始の背景としての実態

ドイツ銀行業の競争調査は1961年3月16日、連邦議会が連邦政府に対して、「信用業の諸業態の間での競争が特定金融機関に対する法律的な、また行政的な優遇によって歪められているか(verschoben)、また歪められているとすればそれはどれほどのものか」について調査依頼したことから開始した。

なぜこのような調査が実施されることになったかについては、1962年8月23日に提出されたシュルツェデーリッチュ信用組合協会による陳情が明示的である。それによれば、貯蓄銀行はゲマインデ(自治体)と経済的つながりを持っていることによって競争状態を不当に歪めている。貯蓄銀行はゲマインデの経費や資金運用、振替取引に関わっている。両者の人的物的関係は、住民が直接間接に貯蓄銀行と関係を持つようにさせている。さらに被後見人安全性(Mündelsicherheit)と公的資金の運用に関する法的規定は、民間金融機関に対する貯蓄銀行の特権である。これらの規定が制定された数十年前と現在とでは、事情がまったく変化している。そこで、貯蓄銀行が自己資本を強化し、自治体による機関保証を制限することは、信用業における競争の初期条件を平等にするために必要な前提である。

こうした信用協同組合による貯蓄銀行の特権に対する苦情は、民間銀行も同調するところであった。もっともその苦情の力点は、民間銀行の場合、信用協同組合とは異なって、とくに租税特権に集中した。

これに対応するために、連邦経済省はアンケート調査を実施することにした。調査項目は多岐にわたったので、経済省審議官ヘンケルを座長として、連邦銀行、連邦信用制度監督局、連邦営業経済局、連邦統計局、また州の関係部局から担当者が参加して調査チームが作成された。他方で、利害団体の代表者はここに参加せず、大学教授などの専門家から意見聴取することが決められた。

専門家からの意見聴取の対象者とされたのは、ザールランド大学のシュテュツェル (Wolfgang Stützel) であり、すでに「ドイツ連邦共和国の経済秩序における銀行の課題とそれに対応すべき銀行諸組織」という課題で専門家鑑定が委託されていた。

連邦経済省は結局、連邦議会が調査の開始を政府に要請してから2年半後の1963年9月11日になって、部局会議で作業プログラムを決定し、ようやく調査を開始した。

#### 貯蓄銀行の危機

調査の過程で銀行セクター間の論争・対立が激化した。民間銀行と信用協同組合から批判の対象とされた貯蓄銀行の側では、1963年11月のドイツ貯蓄銀行大会において、全国組織であるドイツ貯蓄銀行・振替銀行連合 (Deutscher Sparkassen- und Giroverband, DSGV) の事務長ホフマン (Hoffmann) が次のように貯蓄銀行が置かれている立場を説明し、その業務の正当性を擁護した。

今回の攻撃は1950年代末から始まり、その矛先はもはや貯蓄銀行業務の拡大に対してではなく、貯蓄銀行の基礎をなす「公益性」 (“ Gemeinnützigkeit ”) に向けられていることを特徴とする。攻撃は最終的に、貯蓄銀行から公益性を排除して、「銀行」にすることを狙いとしているとしている。

ホフマンは、連邦経済省が進めている競争調査の作業プログラムでは問題の範囲が狭く限定されており、なかでも取得利益の調査がなされず、他方で課税が銀行競争にどのように影響するかが問題とされており、こうした作業プログラムは貯蓄銀行に不利な結果をもたらしかねないことを危惧した。

ホフマンは直後の同年11月15日、連邦経済省審議官シュライハーゲ (Schreihage) と意見交換している。ここで何よりも問題となったのは公益性である。ホフマンは、貯蓄銀行の利益は公的な目的についてのみ利用が認められるのであって、貯蓄銀行は公益的な機関であると述べている。

#### 「取得利益」に関する政府方針

経済省は1964年12月19日の覚書において「取得利益」の扱いについて、民間銀行の主張に基本的に沿って調査するにした。なぜなら、競争調査は市場内部の競争状態に関するものではなく、それに影響を与える法的行政的措置を対象とすることに限定するからである。このことは、歴史的に形成されてきたドイツ金融経済の制度的特質そのものを調査対象とし、そのことの経済的正当性を問うものになったことを意味している。

#### (2) 公益性を巡る議論

##### DSGV とヴァイサーの公益性論

DSGV は1961年の年次報告書において、貯蓄銀行の「公益性」を第一に利潤取得と剰余蓄積の放棄として理解し、それは貯蓄銀行の準備金形成よりも重要であると述べている。

ケルン大学教授のヴァイサー (Gerhard Weisser) は DSGV 機関誌 “Sparkasse” にお

いて「公益性と同権公準 ( Paritätspostulat )」と題する論文を公表し、そのなかで公益性原理に基づいた貯蓄銀行制度のあり方を詳細に定式化した。

それらの要点は次のようにまとめられる。第一に市場経済社会において民間企業は私的利益を追求するが、それとともに、政策遂行と民主主義のためには共同の利益 (公益性ないし公共の任務) を追求する組織が必要である。第二に公益性の内容は時代を超えて一般的に、また法律によっても規定できない。第三に、貯蓄銀行制度は公益性にもとづく制度であり、そのうえで貯蓄銀行は一定の収益を上げる必要がある。それゆえ貯蓄銀行の業務を貯蓄業務だけに制限することは認められない。

#### 民間銀行業連合およびライフアイゼン連合による反論

これに対して、全国民間銀行協会は、1,300億 DM 以上の資産をもって密接に協力しあっている (貯蓄銀行) グループが、競争秩序を順守して収益努力している (民間銀行) 企業を批判することは憂慮すべきことであり、あたかも「公益的な」企業形態が全体の利益に高度に貢献しているかのような印象を与えることは、社会政策的に危険であるとした。ライフアイゼン連合も同様に反論したが、一部に違いがあった。民間銀行はすべての特権を廃棄することを主張するのに対して、信用協同組合は租税優遇策については、自らもその優遇を受けているがゆえに、この点のみは貯蓄銀行と同様に、維持を求めている。

#### 政府内部における「公益性」の評価

連邦政府は、貯蓄銀行監督問題との関連で金融業における公益性に関して調査研究を行ってきた。その結果は1965年2月連邦内務省報告書として提出された。

同報告書は次のような3つの作業課題に沿った内容となっている。

まず第一に、公益性は税法、住宅法、その他の連邦法、そして貯蓄銀行法 (州法) のなかでどのように扱われているかを調査しているが、連邦法と州法では、公益性概念は内容規定を必要としない無概念であり、結論として何らの内容をもたないとされている。

第二に、公益性として、主に次の5つ基準が公益性概念の要件として挙げられる。それらは、経済力の低い社会層に対する収益改善のための信用供与、中間層政策奨励のための資産形成と資産管理、準備金積立に必要な額以上の利益取得と剰余蓄積の放棄、収益が見込めないかあるいは僅かしか見込めない業務の実施、公的利益に基づいて組織が決定した任務の直接の遂行、である。

第三に、法律上の公益性概念が無概念であることの理由が検討され、そこでは公的利益が歴史的に変化し、政治によって多様に利用されてきたことが挙げられている。

以上の貯蓄銀行の「公益性」をめぐる議論は、さしあたって次のようにまとめておくこ

とができる。

第一に、公益性概念ないしそれが指し示す内容については歴史的に変化したことがある。とりわけ経済的に弱い社会層のための貯蓄事業は、戦後西ドイツの高度経済成長によって不要になりつつあった。

第二に、19世紀の資本主義勃興期に成立した貯蓄銀行は当初の貯蓄業務をそのまま維持したのではなく、20世紀に入ると資本主義発展の諸局面に応じて業務内容とその範囲を変化拡大させて発展してきた。

そして第三に、そうした貯蓄銀行の銀行としての成長は、とくに1950年代末には他の業態との相違ないし分業関係を解消する方向に向かわせていたのである。

### (3) シュテュツェルの銀行政策論

ここではシュテュツェルの著書『今日と将来の銀行政策』から、貯蓄銀行論と銀行・利子自由化論について取り上げる。

#### 競争における貯蓄銀行の特別な地位

シュテュツェルは貯蓄銀行が特権からどれほどの利益を上げているか、またそれが貯蓄銀行ではなく(特定の)顧客や自治体にどれだけ移転されているかを計算している。そして、いずれにしても貯蓄銀行は戦後において、預金金利規制があることによって多くの特権的利益を得ることになったとする。その総額は、貯蓄銀行によって違いはあるが、高い場合で自己資本の10~15%、低い場合で2~5%と見積もっている。

特権のなかで、貯蓄預金に関するものは貯蓄銀行設立以来の目的である下層社会層における貯蓄思想の涵養であり、それは貯蓄銀行の特別な任務、つまり公益目的であった。しかし、第一次大戦以降、そして何よりも第二次大戦以降、銀行業態間の分業関係は事実上消滅した。シュテュツェルはこのような事態を重視して、貯蓄銀行のシステムは内在的に欠陥を有しているとする。

そこでシュテュツェルは、銀行政策としての貯蓄銀行改革を提案する。それは「耕地整理」であった。これは一定業務における貯蓄銀行の存在意義を認め、それについては存続を認めるが、それ以外については業務を他の金融機関業態へ移譲することである。こうして貯蓄銀行の「自治体銀行」としての存続と、他の業務を移譲された民間銀行の自由化ないし規制緩和が、シュテュツェル銀行政策にとっての要点であった。

#### シュテュツェルの銀行自由化論

シュテュツェルは1960年代初頭を金融経済の構造転換の時期と認識していた。それは二重の意味においてであり、第一には戦後復興からの転換、そして第二に金融規制から自由市場経済秩序への転換である。

そもそも金融規制はいかにして始まったか。シュテュツェルは、銀行危機をきっかけとして政府介入による金融規制が始まり、それはナチ期と戦時期、戦後を経て1958年まで継続したと把握していた。

他方で、金融規制とは別に、19世紀から20世紀への転換期以降、銀行業は経済のなかで特別な地位にあるという見解が広がったと述べ、その理由として、第一に貨幣数量説の広がり、第二に計画経済的規制の広がり、第三に1948年6月の通貨改革をあげている。

こうしてシュテュツェルは1960年代初頭の西ドイツ経済秩序における銀行の地位と課題を問うのであるが、そこで銀行の機能として3つあげている。それは第一に振替サービスなどの支払取引機能、第二に手形割引や帳簿信用、確定利付き証券の引き受けなど企業や家計へのファイナンス機能、そして第三に預金受入や債券発行への参加などによる資金運用可能性の提供機能である。

シュテュツェルはこれらの機能の現状について分析を進め、その結果、それぞれの機能において、戦後西ドイツの経済法秩序において銀行の特別な地位を根拠づけるものはないとし、むしろ銀行機能が円滑に進むためには、信用制度それ自体の秩序政策としての通貨政策がその課題を円滑に果たすことを要請する。その政策を担当するのは発券銀行であるブンデスバンクであり、またその通貨政策の対象は個別金融機関というよりは「銀行システム」であると考えるのである。

#### 利子規制の廃止について

第二次大戦後の西ドイツにおいて、貸出・預金金利が規制されていたことについては、若干説明が必要である。

公的な規制が始まったのは、1931年銀行危機の後、同年12月8日の第4次大統領緊急令においてであり、1934年に成立した信用制度法第38条は、ライヒ銀行業全権委任の権限が金融機関全国組織からなる「中央信用委員会」(Zentraler Kreditausschuß)の多数決に基づいて、ライヒスバンク理事会との合意のもとにすべての金融機関に及ぶことを規定した。第二次大戦後、各州・連邦・レンダーバンクないし連邦銀行の代表からなる「銀行特別委員会」(Sonderausschuß Banken)が設置され、そこで自由意志の(法的拘束力のない)推奨利率が示されていた。

戦後西ドイツの市場経済秩序に対応するために1961年に改正された信用制度法第23条は、新たに設置された連邦信用制度監督局に対して、ブンデスバンクとの協議のもとに、1936年から効力を継続している利子協定を修正する権限を与え、1965年3月1日に新たな利子条例として発効した。

こうした状況のなかで、シュテュツェルは利子規制の廃止を主張したのである。シュテュツェルは、銀行預金市場には一定の特殊性があるために、単純に預金金利を自由化した場合、通貨当局の政策には一定の問題点が生じると述べている。とくに預金市場において価格支配力をもつ金融機関が生じること、貯蓄銀行では顧客が比較的固定されているために、市場や競争による圧力に対してあまり敏感でないことが指摘されている。

この問題を政策的に生かすためには、貯蓄銀行の租税特権を廃止することが必要であった。ここで公益性の問題と貯蓄銀行の特権廃止問題をいかに整合的に解決できるかが問題であった。

#### (4) 連邦経済省による金融政策秩序の形成

調査報告書に向けた論点の提示

連邦経済省審議官シュライハーゲは、1964年11月25日、各銀行セクター関係者との対話的審問を行い、それらをまとめて要綱をし、1965年5月28日、調査委員会メンバーに提示した。その概要は次のとおりである。

競争は市場シェアをめぐる生じる。貯蓄銀行のシェア拡大は市場の内生的要因に起因している。それは特権に関係しているのではない。戦後における経済回復と高度成長によって労働者の貯蓄預金預金が増加し、それらは主に貯蓄銀行に向かうことになった。民間信用銀行は経済の成長に見合うだけ資本形成を行うことができなかった。また戦後直後は短期業務中心であったが、1950年代末までに長期業務が回復し、それが貯蓄銀行に有利に作用した。しかし、もちろん貯蓄銀行の特権によってこの傾向がより促進されたことはありうる。信用銀行は、自由な信用業務活動とそれに結びつくリスクのうえに利潤最大化を原理とし、他方で貯蓄銀行は法律と定款に基づいて設置自治体と連携して広範な金融業務を公益原理と地域原理をもって営む。後見人に関する貯蓄銀行の特権はたしかに必然的なものではないが、自治体に密接に関連する貯蓄銀行の規則に合致するものである。自治体が貯蓄銀行を優遇している業務や政府の利子規制、最低準備規程は重要であるが、それらの影響は数値化されにくい。民間銀行は、貯蓄銀行が利益の一部を配当に回す必要がないために、外部資金に依存する民間銀行と比較して流動性と収益性の点で優遇されていると批判しているが、実際に計算してみれば、流動性の減少額は資産の0.4%程度であって、それをもって競争上の不利になっているというには無理がある。民間銀行が主張する貯蓄銀行の特権のなかで、貯蓄銀行に認められている税制上の特別措置については数量化可能である。この特権は競争において重要な影響を及ぼす。

以上のシュライハーゲの要綱は、1965年6月22日の調査委員会において、部分的な修正を加えて、報告書全体の要旨となった。

最終報告へ向けての議論

1966年になると経済省内では報告書の作成のために繰り返し担当者の会議が開かれ、見解の相違として残された取得利益の調査について立ち上がった議論がなされた。その議論は、のちに1966年12月6日に同省銀行専門試補マイヤー(Maier)によって文章化され、シュライハーゲによって承認されたのち、一般金融雑誌に掲載されることになった。

この論文の最後において、マイヤーは、「公

的経済活動が市場経済としても正当性をもつこと」(Müller-Armack)を認める経済秩序においては、自由なイニシアティブと自由競争が十分でない場合、こうした公的経済活動は補完性原理(Subsidiaritätsprinzip)にしたがって受容されると締めくくっている。

中期財政計画における貯蓄銀行課税

1967年に入ると、議論の中心は、公法金融機関と信用協同組合銀行の租税特例措置をいかに廃止して法人税等を課税するかの問題に移ることになった。この問題はケインズ的政策への移行の問題として議論できるが、すでに別の研究で簡単に扱っているため、ここでは1967年12月21日に連邦中期財政計画実現のための法律第1部となる第二次税制改正法が成立し、そのなかで貯蓄銀行に対する優遇税制の廃止を盛り込むことになったことを記しておく。

最終的に報告書は1968年10月に提出されることになったが、その直前、連邦経済省行政試補のフラッハマン(Flachmann)は調査の意義を次のように述べている。

すなわち、長期間の調査において、「秩序政策の観点から見れば、われわれの双極の銀行システムはかなりの優位性を持って」いることが確認され、「公法金融機関が民間銀行と同じ競争市場において活動することが正当であるかどうかをめぐる対立は、経済社会一般の全体利益のなかに解消され、埋め込まれるべきだ。」ということである。

そして最後に、経済政策に責任をもつ部局は1960年代の経済発展のなかで景気政策と構造政策を追求することによって政策秩序の一時代を築くことができるとした。

#### (5) 研究の総括

以上から本研究の成果を次のように示すことができる。第二次大戦後から1960年代までの期間は、西ドイツ経済が復興から成長へと構造変化する過程であった。調査の過程で、金融機関諸セクターの主張ならびに政府、自治体、そしてブンデスバンクと連邦信用制度監督局の意見を調整することによって、最終的に連邦経済省は戦後西ドイツ資本主義の金融システム秩序を確立することになった。1960年代は、金融システムの新たな政策秩序を生み出すための長い期間であった。

連邦経済省は金融システムにおける貯蓄銀行の公的な任務、すなわち「公益性」を認め、ドイツ銀行業固有の「3柱システム」を戦後システムとして確立させた。ここでの公益性は、貯蓄銀行が本来持っていた地域内部の共同組織的性格を連邦政府が引受けることによって、のちのケインズ的な設計原理に基づく政策秩序へと組み替えられた。

同時に、金融市場自由化のための制度も導入された。シュテュツェル報告が連邦の政策当局者にいかに影響を与えたかについては必ずしも明瞭に示すことはできないが、これは1966年から68年までドイツ経済諮問委員会委員を務め、この間、報告書の通貨政策

部分を担当したのであって、この時期に実施された利子条例廃止について重要な役割を演じた。公益性を包摂した金融システムの自由競争原理は、戦後ドイツのいわゆる社会的市場経済の政策秩序として埋め込まれた。

これらの点が、本研究これまでやってきた戦後西ドイツ金融システム研究に付け加えた論点である。

システムは確立し維持されたが、21世紀のグローバル化する経済において、さらに変革への圧力が加えられた。2008年、ドイツ専門家会議は報告書のなかで、市場経済に対応する金融システムを構築するためには、より安定性と透明性を高める必要があるとし、とりわけ、金融危機においては非効率の経営に陥った公法銀行グループに対して改革の必要性を要請した。収益力のある貯蓄銀行は公的な業務を分離し、自治体財団と非貯蓄銀行セクターが所有する株式会社に組織替えし、他方で独自の地域原理と全国三層構造を維持すべきことを提案したのである。

しかし本研究で見えてきた連邦経済省の「双極的銀行システム」とは、貯蓄銀行の存続を一つの経済政策秩序として位置づけるものであった。米国や日本の銀行システムとは異なる独自のドイツ・システムは、グローバル化する経済のなかで制度的比較優位を主張する。それは何を目的としたか。

すでに本研究の議論のなかでも出てきたが、それは地域政策と中間層政策に重点を置くと考えられる。この領域において貯蓄銀行がいかなる役割を果たしたかを検討することは、次の課題となる。

#### <主な引用文献・資料抜粋>

ドイツ連邦文書館 (BArch) 所蔵史料 B102 (煩雑なために、ここでは史料番号を省略。発表論文を参照されたい。)

Bundestagsdrucksache V/3500

W. Stützel, *Bankpolitik heute und morgen. Ein Gutachten*, Frankfurt am Main 1964

Geschäftsbericht der Deutschen Bundesbank für das Jahr 1967

Weisser, Gerhard, Gemeinnützigkeit und Paritätspostulat, in: Sparkasse, 81. Jg., Ht.22, S.343-361

Loeff, Rüdiger, *Die Auswirkungen der Zinsliberalisierung in Deutschland*, Berlin 1973, S.12.

Deutsche Bundesbank (ed.), *Fifty years of the Deutsche Mark. Central Bank and the Currency in Germany since 1948*, New York, 1999, p.560.

Manfred Maier, Marktanteil und Gewinn als "Privilegien"-Kriterium?, in: *Zeitschrift für das gesamte Kreditwesen*, 20. Jg., 3. Heft, 1967, S.99-101.

Klaus Flachmann, Die Wettbewerbsuntersuchung im Kreditgewerbe vor dem

Abschluß, in: *Zeitschrift für das gesamte Kreditwesen*, 21. Jg., 15. Heft, 1968, S.766f.

Sachverständigenrat zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung, *Das deutsche Finanzsystem. Effizienz steigern - Stabilität erhöhen*, 2008, S.III.

Monopolkommission, Hauptgutachten 2012/2013. Eine Wettbewerbsordnung für die Finanzmärkte, Baden-Baden 2014.

『日銀調査月報』1968年7月号

三ツ石郁夫「ワイマール期の金融構造における貯蓄銀行・振替銀行の位置——「金融分業」体制の展開——」(『滋賀大学経済学部研究年報 第8巻』、2002年

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

三ツ石郁夫 (単著)「1960年代における西ドイツ銀行システムの構造変化と競争秩序 『競争の歪み』調査と金利自由化」 『滋賀大学経済学部研究年報』Vol.22、2015年12月、1-25頁

Ikuo Mitsuishi (単著), *Distorted Competition and Public Interest in the West German Banking Industry in the 1960s*, Working Paper, No.247, Faculty of Economics, Shiga University, March 2016, pp1-12.

〔学会発表〕(計1件)

三ツ石郁夫「戦後西ドイツ高度成長期における銀行業の再建と競争」(経済史研究会、平成25年6月24日、東京大学経済学部)

〔その他〕

ホームページ等

論文オンラインジャーナル

[http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/nenpo/Vol22\\_2015/mitsuishi\\_vol22.pdf](http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/nenpo/Vol22_2015/mitsuishi_vol22.pdf)

ワーキングペーパー・オンラインジャーナル

<http://www.biwako.shiga-u.ac.jp/eml/WP/No247.pdf>

#### 6. 研究組織

(1)研究代表者

三ツ石郁夫 (MITSUISHI Ikuo)

滋賀大学・経済学部・教授

研究者番号：50174066

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし